

匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

日時 平成28年8月25日 午後1時30分から

場所 匝瑳市役所議会棟2階第二委員会室

委員定数 被保険者代表5名、保険医代表5名、公益代表5名

(出席委員) 押尾悦子、伊東秀子、萱森孝雄、大木公男、神子さた子、橋場永尚、椎名栄次、石毛則男、鈴木琢雄、江波戸寛、向後英夫、林眞示、島田省悟、塚本隆夫、木内成幸

(市側出席者) 市長(太田安規)、健康管理課長(高橋康二)、税務課長(山下慎一)、同市民税班統括(林巧)、市民課長(塚本貢市)、同国保年金班統括(鶴澤一義)、同主査(鶴澤正明)

議事及び概要

報告事項

平成27年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について

その他

開会(午後1時30分)

事務局

皆様、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、平成28年度第1回の匝瑳市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、最初に、市長より委嘱書を交付させていただきます。

(市長より委員に委嘱書を交付)

事務局

委員の皆様の任期につきましては、国民健康保険法施行令第4条の規定により2年となっております。前任者の期間満了日の翌日である平成28年8月17日から平成30年8月16日までとなります。

それでは、次に市長よりご挨拶申し上げます。

市長

皆さんこんにちは、自席から失礼いたします。今週は台風の直撃ということで、いろいろ雑務あるいは復旧に対するお仕事も多々あったことと思います。そのような中、本日、委員の皆様方におかれましては、大変お暑い中、また、お忙しい中、匠瑳市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、国保運営に限らず、市政全般にわたりまして、日頃から、ご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げる次第でございます。ただいま、委嘱書を交付させて頂きました。司会から説明がありましたように、2年の任期が満了になり、新しい任期の始まりということで、どうかまた2年間よろしく願いしたいと思います。そして本日の協議会でございますけれども、平成27年度の国民健康保険特別会計の決算について、ご協議、ご審議をいただくということでございます。そして、その国保事業の概要でございますけれども、審議する前で恐縮ですけれども私の方から一言お話をさせて頂きます。平成27年度は、被保険者数が大幅に減少している中で、税収は、昨年度より1億円以上減少をするという数字になっております。そして、その一方では、保険給付費は増加をしておるという状況でございます。そしてまた、収支ですけれども、4億円の余剰金が生じておる数字になっておりますけれども、これは、実際には繰越金あるいは、繰入金によるものでありまして、実質の収支は1億円以上の赤字になっておるというのが現状であります。大変厳しい状況であるということをもつて私の方から説明をさせていただきたいと思っております。そして平成30年から始まります県が運営主体となります都道府県化につきましては、本年の10月に標準保険料率の試算が始まるという事でございます。また、年内には、県の国保運営協議会が設置される運びになるようございまして、市町村との協議も含め、移行に向けました準備が着々と動き出してきているというような状態でございます。本日の委員の皆様方におかれましては、議案に対する慎重審議はもちろんでございますけれども、どうか、国保運営に対しまして、忌たんのないご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いしたいと思います。以上で私の挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。
ここで、配布資料のご確認をお願いいたします。

(配布資料の確認)

事務局

ここで少しお時間をいただきまして、国民健康保険運営協議会の位置づけと役割について説明させていただきます。

(説明)

事務局

それでは、次第の5「会長及び会長代理の選任について」に入らせていただきます。新たな任期での会長及び会長代理の選任が必要です。大変恐縮ですが、進行の私が進めさせていただきます。国保法施行令第5条及び匝瑳市国保条例施行規則第5条により「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する」と定められており、公益代表の委員の中から皆さんで選出いただきたいと存じます。まず、選出の方法ですが、前回も指名推薦の方法によって選出されております。公益代表からの選出を考えますと、指名推薦によることがよろしいかと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局

指名推薦での選出でご承認をいただきましたので、早速ですが、会長及び会長代理の推薦をお願いしたいと思います。どなたか、指名推薦を頂けますでしょうか。

(委員挙手)

委員

先程、事務局より会長及び会長代理は、公益代表から選出という事でございますので、私から推薦をさせていただきたいと思っております。

(委員による推薦)

事務局

皆さん、いかがでしょうか。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入らせていただきます。何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員 高額療養費の件数はどれくらいか。また、金額について、1件の最高額はどれくらいか。

事務局 合計での件数といたしましては、高額介護合算と併せまして5,748件です。1件の最高額は450万円程です。

委員 高額療養費を必要とする人が多くなればなるほど、一般会計から繰り入れなければならないので財政の方も非常に厳しい状態になるのですね。また、滞納者の収納率はいつも同じくらいですが、資格証明書の発行数はどの程度か。

事務局 今年度の年度更新での資格証の発行人数は261人です。世帯数では124世帯です。なお、短期証の世帯と資格証の世帯の合計の人数が、1,916人で1,024世帯です。

また、国民健康保険法の規定ですが、滞納があると短期証を交付でき、1年以上滞納があると資格証明書を交付でき、1年6か月以上の滞納があると、給付を税に振り替えられる規定になっています。それで税務課と協議いたしまして滞納状況に応じて短期証や資格証明書という形で、交付をさせていただいております。

議長 他にどうでしょうか。

(委員挙手)

委員 匝瑳市の国保税収入が約14億円くらいです。歳入全体で約67億円ですので、他の市と比べると比率的、財政的にどうなのでしょう。

事務局

国保会計の財政構造というのは、まず給付費がありまして、前期高齢者の交付金部分については、まず給付費から差し引きます。これは他の被用者保険からの交付金で賄いますので、残った部分を10割といたしますと、その内の半分が国県支出金等の公費となります。そして、残りの部分が税の領域となっておりますが、実際は国保の場合には所得のある方が少なく、医療費の割合が非常に高いものですから、様々な補てんがございます。税の軽減措置の関係も税の領域でございますし、高額療養費の国庫負担金なども税の領域でございます。医療費が高いほど全体が大きいかということになりますのが、匝瑳市の場合は比較的分母が小さい中ではありますが、税の領域も県内では平均並みであります。給付費が大きいと国県の交付金が大きくなりますから、税の領域を大きくしなければならないということではありませんので、県内での率はあまり変動がないものと考えております。

議長

他にはどうでしょうか。無いようですので、お諮りいたします。報告事項「平成27年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。「平成27年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

挙手全員であります。よって、報告事項「平成27年度匝瑳市国民健康保険特別会計決算について」は、原案のとおり承認されました。次に「その他」に入らせていただきます。議題の「その他」として、委員の皆様方から何かございますか。では、その他として事務局から何かございますか。

事務局

本日配らせていただきました、資料その他をご説明いたします。

(内容説明)

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、何かご意見ご質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

委員 国保が広域化されると各市町村の税収はどうなるのか。

事務局 現在、国保の構造的な赤字が大問題となっておりまして、対策をとらなければ今回の制度改革はありませんでした。都道府県についても30年度から国費が大きく投入される約束があって制度改革を受け入れた形でございます。保険者努力支援制度の拡充とありますが、例えば、社会保険加入者で医療費が高額である人が病気を理由として会社を辞めた場合、国保に加入することとなります。その病気の形態や、保健事業の取り組みなど、3,400億円の国費を投入するといった措置が30年度から図られることとなっております。このようなことから、30年度は、大きく国保税を上げたりするような事態は避けられるのではないかと国は説明しております。

議長 他にどうでしょうか。ご意見等がないようですので、これで打ち切らせていただきます。以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく終了いたしました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局 議長には、スムーズな議事進行、ありがとうございました。それでは以上をもちまして会議は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会（午後2時45分）